

	役員等報酬規程	
--	---------	--

【社会福祉法人麗心会】

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人麗心会の役員・評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会・評議員会並びに評議員選任・解任委員の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が委員会に出席したときは、別表1により一日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

### (役員・評議員並びに評議員選任・解任委員の業務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長の命を受けて法人の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬を支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (出張旅費)

第7条 役員・評議員並びに評議員選任・解任委員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人麗心会の「旅費規程」を適用する。

### (適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改正)

第9条 本規程の改正は、社会福祉法人麗心会理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より適用する
- 2 平成 29 年 4 月 1 日一部改正する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	7,000 円
評議員会出席報酬等	7,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	7,000 円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	10,000 円
理事・評議員並びに評議員選任・解任委員業務報酬等	7,000 円
監事業務報酬等	10,000 円